

医療費でお困りの方は・・・

まずは庄内医療生協に
ご相談ください。

手遅れになる前に・・・

無料・ 低額診療 のお知らせ

庄内医療生協では、社会福祉法に基づく
「無料・低額診療」制度、医療費の患者負担分を
減額または免除する事業を実施しています。



庄内医療生活協同組合

実施措置

- 無料診療
- 医療費の一部負担金の全額免除
- 医療費の一部負担金の一部免除

減免の基準は

- 外国人労働者、ホームレス、住所喪失不安定就労者（いわゆるネットカフェ難民等）、人身取引被害者、DV被害者などで明らかに無保険の人については、応急対応を無料でおこないつつ、その後の対応については行政機関（の指示）にゆだねることが原則となります。
- 生活困窮世帯は、生活保護基準以下の世帯収入の場合は本人負担を免除し、生活保護基準の140%までの世帯収入の場合は本人負担額が収入に応じて減額されます。

利用するには

- 下記の相談室に電話するか、外来受付などの職員に「制度を利用できるか相談したい」とお申し出ください。
- ソーシャルワーカーが事情をお聞きします。お身体の状態や生活状況などをうかがい、公的な制度の活用も含めて相談します。
- 申請には年金通知書など、所得がわかるものがが必要です。
- 面接結果をもとに、事業所の管理部会にて認定します。
- 緊急な検査や治療が必要な場合は、診療を優先し、減免に関わる認定は事後にします。

プライバシーは厳守されます

- ソーシャルワーカーが事情をお聞きし、家族構成および収入明細書を作成します。意図的な虚偽の申告によって減免認定された場合は、事実が明らかになった時点で減免措置は取り消されますのでご注意ください。
- 聞き取りをもとに生活保護基準計算書を作成し減免対象となるか否かの第一次評価をします。
- 対象基準に適合する場合、本人負担金減免申請書を提出していただきます。ご本人が書類の記載が困難な場合は、面談者の代筆も可能です。

相談窓口

- 協立病院相談室
TEL 24-6488
- 協立リハビリ病院相談室
TEL 78-7511

